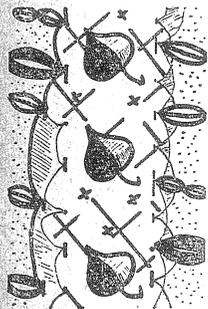


# 文部時報

第 1179 号

昭和 50 年 8 月

日本人と文化財……………坂本 太郎	2
▷座談会◁	
文化財保護の回顧と展望……………	9
(出席者) 米沢 嘉圃・関野 克・児玉 幸多 浦山 政雄・(司会)吉久 勝美	
集落町並み保存の意義と現状……………関口 欣也	24
これからの民俗芸能の保存……………三隅 治雄	31
埋蔵文化財の調査をめぐる技術的諸問題……………横山 浩一	38
古文書の保存とその意義……………赤松 俊秀	45
<解説>	
文化財保護法の改正……………文化庁文化財保護部管理課	51
<資料>	
国・地方公共団体指定文化財件数一覧 ……………文化庁文化財保護部管理課	57
市(区)町村文化財保護条例制定数 ……………文化庁文化財保護部管理課	63
<現地ルポ>	
古京へのいざない……………小泉 俊夫	64
国立劇場での歌舞伎、文楽の伝承者養成制度……………水落 潔	67
~~~~~	
〔文部省の窓〕	
教育費の父兄負担率、引き続き低下……………大臣官房調査統計課	72
教育課程の改善、課題別審議に入る ……………初等中等教育局小学校教育課	74
昭和50年度科学研究費補助金の配分結果の概要について ……………学術国際局研究助成課	76
~~~~~	
〔随想〕	
中国の文化財保護……………井上 靖	78
〔国立青年の家紹介⑩〕	
国立淡路青年の家……………萩原 重幸	81
〔連載第35回〕	
人物を中心とした文化郷土史—愛知県—……………岡田 英雄	85
文部省重要通達一覧……………	95



# 集落町並み保存の意義と現状

関口 欣也

天正十七年（一五八九）、戦国大名・北條氏直の名代として京都に遣わされた北條氏規は帰国して、板葺の町屋が軒を並べた京の町作りの風流を報告した。北條氏直はこれを聞き、天下一統の氣運に向かい都鄙の往還の盛んになった今、小田原の町屋が草の庵であるのを改める決意を固め、しかし「皆板葺になすこと叶ひ難し」として街道に面する町屋の庇を一様に板葺に改めさせた。近国、他国の衆はこれを聞き、都の町作りを学んだ小田原の町を見ようと、貴賤男女がやってきた。

これは『北條五代記』の有名な挿話である。近世城下町成

立の黎明は戦国時代末に求められるが、前記の『北條五代記』の挿話は、戦国大名の城下町の美観に対する配慮と、町作りから家屋の様式に及ぶ中央文化の導入を端的に表すものといえよう。また、これより先、小田原の城下町は天文八年（一五三九）ごろ「地に一塵なし」といわれるほどの清潔さを保ち（「明叔録」）、死骸を遺棄することさえあった古代、中世の町とはまったく異なっていた。すなわち、計画都市、城下町に対しては町割にとどまらず、集合した建築様式をつくりだす町並みの景観から街路の清掃に至るまで城主、大名の意志が強く反映していた。城下町建設の画期となった桃山、江

戸初期においては一層強力な指導が大名より加えられた。一例を東北からあげれば、関ヶ原の合戦後、出羽に国替えされた佐竹氏が寛永六年（一六二九）に新たに城下町を久保田（秋田）に建設して、土崎から町民を移住させた際、早く移住した大町と通町の住民にその功として二階建てを認めたとなどは、町の景観に対する大名の積極的な意図をよく物語るものといえよう。

よく知られているように近世の計画都市の典型である城下は武士の居住区・侍屋敷と、町人の居住する城下町を画然と分けた。その結果、樹木の生い茂った広い侍屋敷に対し、城下町は間口が狭く奥行の深い短冊状の敷地を連続させる地割のもとに町家が軒を接し、また奥深い敷地の形状に応じた通土間をもつ独特の間取が発達した。当然のことながら外観の重点は街路に面した正面に集中され、この連続が町の美観を形造った。城下町建設とほぼ同時期に整備された主要街道沿いの宿場町も一定の基準のもとに地割された町であって、城下町の町並みと同じ特色をもち、参勤交替の故もあって、町の景観には郷村とは異なった配慮が加えられた。例えば東北地方の諸藩は江戸中期に奢侈禁止のため具体的な建築制限を

だしているが、街道の町屋や宿は格別とされており、街道の町並み景観と町屋の発展を保護していることが明瞭である。ただし家屋の高さについては城下町、宿場町とも高い二階は許されず、二階の高さは一般的に低く、前面に庇が設けられることと相まって、町屋の正面は落ち着いたものとなった。地割から間口が制約され、また二階の高さに制限をうけた城下町や宿場町の町屋と、町屋が連続する景観に大きな影響を与えたものの一つに防火対策がある。すなわち幕府は、防火上の観点から草屋より板葺や瓦葺を奨励し、江戸中期に軽い椽瓦が発明されてから、瓦葺が普及することとなった。また防火のために土蔵の構法がとり入れられて、土蔵造や塗屋の町屋が登場し、幕府は享保五年（一七二〇）の御触書で土蔵造、塗屋、瓦葺を積極的に奨励し、大城下町や富裕な町の中心部から次第に土蔵造が普及し始め、土蔵造や塗屋の町並みが形成されてゆく。

町屋は地方でも群馬生方家住宅（十七世紀末ごろ 重文）や広島木原家住宅（一六六五）のように立派なものがある。また町並みについても東北秋田藩の給人町にすぎない角館は享保二十年（一七三五）当時すべて板葺で小さい家まで二階が

あったという(享保二十年「角館庄屋訴状」)。しかし江戸に近い川越は元禄年間に新市が願いが出された時、時の領主は新市が繁昌(しうじやう)したら一町残らず板屋にすることを願い、事実、川越の中心部には十七世紀末ごろの古い板葺町家があるが、十九世紀の初めでも町の端の方は茅葺(かやぶき)の町屋が連戸していたといわれる。このように領主の城下町と町並みの保護育成にもかかわらず、地域により町並みの景観の発達程度では一様でなかった。

前記のように近世の城下町等の町並みは上から領主により一定の制約の中で保護育成された一面をもつとともに、他の一面として近世を通じての民家の質的向上を背景にもっている。江戸時代とくに江戸時代後半には質的に高い民家の構造技術が階層的にも地域的にも広く普及したことは戦後の民家史研究の成果により明らかである。そして城下町の豪商や宿場町の本陣などには驚くほど立派なものがたつた。一例をあげれば、先述の秋田藩角館の御用商人五井家が明和九年(一七七二)に建てた家は間口八間、奥行九間の主屋の横に間口七間、奥行五間の脇見世(みよせ)を接続させ、工事人足だけで二千五百人が見積もられている。このような豪家の建立は町の活気

国の町特有の景観がつくり出された。

城下町や宿場町などの整った町並みは在郷町にも大きな影響を与えた。すなわち、近世には市の開かれる村が多くあり、商品経済の発達とともに、これらの村は藩の統制下にやがて町としての形態をもつようになり、その民家は多くの場合に近くの城下町や宿場町の町家様式がとり入れられ、町並みの景観をもつようになる。このほか、江戸時代を通じて一般民家の質的向上を背景として、立地と敷地に一定の制約が生ずる所、たとえば門前町、山岳信仰の宿坊、漁村等では独特の屋並みや集落の景観が形造られた。また農村部では敷地の制約はないのが普通であるが、粗末な民家が大多数であった江戸初期に対し、一般的な民家の質の向上の結果、地域的に特色ある民家が、散村にせよ集村にせよ周囲の耕地や自然を背景にして集落の景観を造りあげた。飛騨萩町の合掌造集落はその一例である。

近世を通じて町並みの景観を造りあげてきた過程で忘れてならないのは、個々の家に住む人々の家屋に対する生活態度である。それは家から調度に至るまで毎日欠かさず磨きあげ、親から子へ、子から孫へと奇麗に住む態度が綿々と受け

をひきたてると同時に、そこに採用された新しい工夫は、一般の町屋を刺激し、その水準を引きあげたと考えてよからう。もちろん、このように町並みの景観を整えたのは主な街路に面する表通りが中心であって、大きな町の路地裏には便所と井戸を共有する九尺二間の裏長屋がたち並んでいたことを忘れてはならない。

為政者の上からの町並み景観の保護育成と、町の富を背景にした町家の質的向上を二軸として町屋は発達をとげ、各家々の間口の大小にかかわらず、表通りは統一された様式の町並みとして洗練を加えていった。したがって近世の町並みの景観は固定化したものでなく、近世を通じていちぢるしい変貌(びまう)を遂げ、大城下町等では防火策の浸透が加わり、江戸時代末には面目を一新するに至った。同時に各地の町並み景観にはその町の性格や立地により、多彩な地域的特色が形成された。すなわち重厚な土蔵造町屋の建ちならぶ江戸、低い二階にムシコ窓をつけた塗屋の連続する関西の町、石置板葺(いしおき)屋根がつらなる信濃の宿場町、茅葺(かやぶき)妻入の町屋が連戸する農村部脇街道の宿場等がその典型である。また雪国では雪道としてコミセあるいは雁木(がんぎ)とよぶ庇(ひさし)が表通りに一面に設けられ、北

継がれてきたことである。もちろん、その担い手は女衆であって、現代の目から見れば女性の犠牲のもとに達成された封建的なものともいえよう。しかし、この慣行は女衆の信条とされ、無言のうちに高度の生活の哲学と化していたことを忘れてはならない。この磨きあげられた環境の中で住む生活の態度は戸外の道路にも及んでいた。すでに述べたように戦国時代の小田原城下町は地に一塵(ちり)なしといわれたが、これは城下町の美観のために城主が強力な指導を發揮したためであるとともに、町方の自治の結果でもあったろう。江戸時代において個々の家の面する道は通行者のための街路であるとともに戸内生活の延長の場であり、個々の町屋の見世(みよせ)は揚戸(あげど) (シトミともいう)で開放されていた。自分の家だけでなく、道まで早朝に掃除して水を打ち、夕べに再び掃除する慣行は今でも京都をはじめ広く各地に残っており、夏に縁台をだして道端で夕涼みするのも、その名残りであろう。ところが明治以後、道路は完全な公有地となり、最近では自動車交通の激増により、町の人は道路から追い出され、人々は家の中に押しこめられ、逼塞(ひつそく)している。

以上のように、近世に形成された城下町を始めとする町並

みは領主の設定した間口、高さ、防火策等の一定の制約の中で町並みの美観が保護奨励され、下からは町衆の富と民家の質的向上を裏付けとし、さらに労をいとわず奇麗に磨きあげた環境の中で住む徹底した生活慣行をもとに形造られてきたことが明らかである。町並みの美観は一朝にしてできたものでなく、戦国末から近世を通じて長い時間を要して弛むことなく努力されてきた。その結果が、豪家をアクセントとして統一された様式の町屋が連続する町並みであり、また農村部においても民家の質的向上を裏付けにして地域的特色の顕著な集落が形成された。これはまさに近世の歴史的文化遗产とよぶにふさわしい価値をもつことが明らかである。

明治以降、日本が欧米の文物と制度を導入して再編されるに際し、もつとも大きな影響をうけたのが城下町等の町並みの景観であった。もちろん、明治時代は民間の建築技術が江戸時代のそれを継承して一層の高まりを見せた一面をもつが、主な城下町の中心部には欧米の建築様式、技術を導入した建築が次第に建設された。また、交通機関の変革により従来の宿場町は機能を停止して、あるものは在方の町に、またあるものは廃虚と化した。とくに防火、構造の安全から大正十年

文化遺産として継承してゆく場合、従来の文化財とは異なった側面がある。その第一は町並みを構成する個々の建築が社寺のような空の建築でないことであって、そこに住む人々によって、奇麗に磨きあげた住環境を作る生活慣行とともに維持され、一面として生活の不便を忍びながら、先祖の達成した町並み景観と個々の住まいの内部空間に誇りをもって生活してきたことである。これは現代はもちろん、未来においても一層の活気をもって継承されてゆかなければならない。第二に町並みや集落は言葉のごとく連続した群として存在することにより始めて真価を発揮することである。すなわち町並みを構成する個々の建物は従来の文化財の基準に照らせば価値が疑われるものでも、その表構えが連続すると、一棟のすぐれた町屋だけではうかがうことのできない素晴らしい町並みの景観をつくり出す。したがって大部分の町並みにみられる櫛歯状に欠けた所を復活させる場合、修景という従来の文化財保護にはない手法が必要になる。第三に町並みの景観は前面道路や水路、宿場町や農村部の集落ではこれに加えて周囲の農耕地、山村、自然と密接不可分の関係をもつことである。以上にあげた三項とくに後の二項は従来の個々の保存を

に制定された市街地建築物法（現在の建築基準法）は劣悪な路地裏の住居を否定し、防火や安全の面で大きな効果を發揮したが、反面として近世文化の華である町並み景観の維持発展を不可能とし、箱形のモルタル塗りの味気のない商店街が町の中心部に連続することとなった。また大都市の中心部が近代建築の事務所街や繁華街となったことも明治以降の都市再編成の過程で避けられないものであったにせよ、現在の京都の烏丸通りなどをみればわかるように外的な巨大資本が町民を追い出す過程でもあり、地方の静かな町並みの残る所でも郵便局や電話局等が従来の景観を考慮せず近代建築として君臨し、一つの異質のものの割り込みにより町並み景観が破壊されている例は枚挙に暇がない。このようにして大多数の町並み景観は姿を消していった。

しかし近世を通じて形成された町並みや集落の景観は戦前までは随所に残り、現在でもすぐれた町並みや集落の景観を保つ所がかなりある。そして人々の意識は往時の景観をなつかしむ郷愁から進んで、町並みの景観は近世の歴史的文化遗产として正当に認識されつつある。

ところで近世文化の華の一つである町並みの景観を歴史的

目的とした文化財保護の枠をこえるものであり、伝統的文化遺産の継承と保存が点から面へ、さらに環境へと拡大する方向をしめし、これが都市行政、建築行政、農林行政等と密接なかかわり合いをもつことはいままでもなかろう。

前記のように複雑かつ困難な問題をもつにもかかわらず、すぐれた町並み景観をもつ地方自治体では昭和四十三年ごろから、その保存の動きが登場した。そのいずれもが、町並み景観を歴史と伝統文化が今に生き続けている町として、町作りの一環に位置づけ、地方自治体の条例により、保護と整備および修景が図られる形で結実をみた。そしてこれらの地方自治体はいずれもその町並みを誇りとし、その存在により併存する他の市街も一層の活況をみるに至った。これら先駆的な地方自治体は金沢市（昭和四十三年条例制定）、倉敷市（昭和四十三年条例制定）、京都市（昭和四十七年条例制定）、萩市（昭和四十七年条例制定）、高山市（昭和四十七年条例制定）であり、また長野県妻籠宿は過疎の町が伝統的な町並み景観を復活させることによって、みごとに現代に甦った好例である。これらの例は明治以降、ほとんどの場合、文化の向上が上から図られた経過からみて、まさに特筆に値し、伝統的な景観を維

持する集落、町並みの保存と再生が住民と自治体のものとして掘り起こされる方向をしめしている。しかし地方自治体の財政、保存と再生を誤りなく実施するための企画と指導能力、多面的な自治行政の中で町並み保存を位置づける調整など、地方自治体だけでは解決できない問題を含むことも事実である。またすぐれた町並みや集落の景観を残しながら、地元ではまだ意識化されず眠っている所をいかに掘り起こすべきかも緊急の課題となってきた。これらはいずれも国の強力な支援を求めるものであり、文化庁では昭和四十七年から集落町並み保存のための基礎調査を開始した。そして本年六月十八日、文化財保護法の一部が改正されて「伝統的建造物群保存地区」の保護が定められ、都市計画又は市町村条例により、同地区の指定が可能となり、国はその重要なものを選定し、支援できることになった。これはまことに慶賀すべきことである。しかし、これを健全に運営し、未来に歴史的文化遗产として集落や町並みを伝えるには幾多の困難な問題が前途に横たわっている。広く国民各層の心からの支援が望まれるゆえんである。

(横浜国立大学助教授)

〔特集・教育と広報〕

これからの教育

永井 道雄

〔座談会〕

教育と広報

〔出席者〕

辻村 明・橋本 晃和・若山 金一  
峯島 実・(司会) 鈴木 勲

政府広報の現状と若干の問題

橋本 豊

教育と広報

大石 修而

石川県の広報広聴活動について

寺口 修二

〔解説〕

文教私書箱

稲垣 守

——その新しい役割

〔資料〕

教育改革連絡協議会の概要

大臣官房企画室

〔現地ルポ〕

町づくり人づくりを進める広報活動

三好 昭弘

〔紹介〕

国際婦人年世界会議の概要

志熊 敦子

◇本誌では、芸術・文化関係の特集記事を、文化の日になみ十一月号で組むことを恒例としてきた。今年には、文化財保護法が昭和二十五年に制定されてからちょうど二十五年目にあたる。あわせて、第七十五回通常国会では文化財保護法の一部改正を見た。そこで十一月号とは別に本号で「文化財の保護」という問題に焦点を絞り、これを考えることにした。

◇先の国会では、難行する他法案をよそに文化財保護法の改正案は超党派による賛成を得て成立した。祖先の残してくれた文化財を保護することは国民ひとりひとりの「心の糧」を保護することである。そして民族共有の財産を後世に伝えるということとは、現代人の義務であると言ってもよいだろう。

◇好評連載の「国立青年の家」紹介も、いよいよ来月号が最終回。最後を飾るのは飛騨高山から、開設準備に忙しい「国立乗鞍青年の家」を紹介する。そして「人物を中心とした文化郷土史」は山梨県を訪れる。

◇満員電車から解放されると、虎ノ門駅のホームでは、大きなクーラーが出迎えてくれる。涼しい心うかいのうれしい季節。猛暑のおり、読者の皆様には御自愛のほどを。

(U)

MEJ 5179 月刊 「文部時報」 8月号 第1179号

文 部 省

著作権  
所 有

昭和50年8月5日 印刷  
昭和50年8月10日 発行

発行所 株式会社きょうせい  
本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(郵便番号 104)  
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地  
(郵便番号 162)  
電話 東京(268) 2141(代表)  
振替口座 東京 161番  
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (〒20円)  
年間購読料 2160円 (〒共)  
\* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます  
\* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店をお願いします